

老年者控除廃止と定率減税縮小の影響

事業的規模の不動産所得者で白色申告を長年続け、老年者控除を受けている者が今年以降の納税額について相談があった。

家賃収入も殆ど変化無し、経費も例年と大差ないならば、当然儲けも変わらないはずですが。政府与党案としてまとめられた「定率減税の廃止、縮小」や既に決定されている老年者控除の廃止で、自身の納税額がどの程度増えるかの心配で・・・との相談であった。

そこで平成17年の納税シュミレーションを定率減税が1/2に縮小されたものと仮定し、又、青色申告特別控除額65万の適用を受けた場合の比較計算を行った。(便宜上、所得控除は所得税、住民税同一とする。)

(単位：万円)

年度	16年	17年	17年
申告様式	白色申告	白色申告	青色申告
不動産所得	600	600	600
青色申告特別控除			-65
一般所得控除計	-100	-100	-100
老年者控除	-50		
課税所得	450	500	435
所得税・住民税	92	107	87.3
定率税額	-15.4	-8.7	-7.4
納税額	76.6	98.3	80.1

このパターンだと、所得が前年と同じにも関わらず**21.7万円**の増税になる。帳簿をつけ青色申告を行えば**3.5万**の増税で済む。

来年から簡易帳簿の45万控除は廃止される。白色申告か青色申告でも**10万**控除か**65**

万控除の適用の3つの選択しかない。且つ、不動産所得者で老年者控除の適用者は多い。定率減税の廃止、縮小になって増税に悩む納税者が相当数生じるでしょう。